

産業用地検討調査（事前調査）委託に係る
事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、産業用地検討調査（事前調査）委託の受注事業者の選定にあたり、その手続きについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 委託業務の名称 産業用地検討調査（事前調査）委託
- (2) 業務場所 山武市全域
- (3) 業務内容 別紙「産業用地検討調査（事前調査）業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで

3 委託上限額 5, 280, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 プロポーザル実施に係るスケジュール（予定）

- (1) プロポーザル実施要領の公表及び関係資料の配布
【山武市ホームページへの掲載による】 令和7年2月28日（金）
- (2) 質問書の受付期間 令和7年3月3日（月）から
令和7年3月4日（火）午後5時まで
- (3) 質問書への回答 令和7年3月7日（金）午後5時まで
- (4) プロポーザル参加表明書の提出期限 令和7年3月11日（火）午後5時まで
- (5) 企画提案依頼事業者の決定及び通知 令和7年3月13日（木）午後5時まで
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和7年3月18日（火）午後5時まで
- (7) プレゼンテーション審査 令和7年3月25日（火）
- (8) 選定結果通知 令和7年4月上旬頃予定
- (9) 契約協議・契約の締結 令和7年4月中旬頃予定

※ 日程については、変更する場合があります。

5 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者又は同条第2項の規定により山武市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 山武市入札参加資格者名簿（測量等）における大分類「土木関係建設コンサルタント業務」、中分類「都市計画及び地方計画」に登録されていること。
- (3) 山武市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成18年山武市訓令第40号）又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（令和4年3月25日千葉県改正）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (4) 山武市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年山武市告示第27号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は取引停止処分を受けてから2年を経過している者、及び本事業の公告日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者
- (6) 会社更正法（平成14年法律第154号）に規定する更正手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定されていない者。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (8) 過去10年以内（平成26年4月1日以降）に国又は地方公共団体等が発注した同種業務（産業用地創出に向けた産業系土地利用構想、計画案の策定業務内容が内包されている業務）を履行した実績を1件以上有していること。

6 技術者の資格要件

次のいずれかの資格を有する監理技術者及び照査技術者を配置できる者

なお、配置予定主任技術者は過去10年以内（平成26年4月1日以降）に国又は地方公共団体等が発注した同種業務（産業用地創出に向けた産業系土地利用構想、計画案の策定業務内容が内包されている業務）について、1件以上の履行実績を有していること。（ただし、本公募参加者と参加申込日以前に3カ月以上の直接的かつ恒常的雇用関係を有する者に限る。）

- (1) 技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画）
- (2) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- (3) RCCM（都市計画及び地方計画）

※ 監理技術者、照査技術者及び各担当者は兼任しないこと。

7 応募手続

応募者は、次のとおり参加表明書類を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの提出は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和7年3月11日（火）午後5時必着
- (2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール

※電子メールで提出する場合の件名は、「山武市産業用地検討調査（事前調査）業務委託」とすること

- (3) 提出先 山武市総合政策部企画政策課地域構想推進係（千葉県山武市殿台296番地）

(4) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 過去10年以内に国又は地方公共団体等から受注した産業用地創出に向けた産業系土地利用構想、計画案の策定業務内容が内包されている業務に関する受注実績（様式3）及び証明書類（テクリス発行によるもの又は仕様書等）
- ④ 事業者の組織体制・事業規模等（様式4 ※任意様式でも可）
- ⑤ 技術職員に関する資料（様式5）

- ア 3か月以上の直接的且つ恒常的な雇用関係にある事を証明するものの写し
- イ 技術職員の資格者証の写し
- ウ 技術職員の実績を証明するものの写し

8 質問・回答

本プロポーザルに関する質問は、電子メール（開封確認を付して）により企画政策課へ質問書（様式8）を送付すること。なお、電子メール送信後、開封通知が届かない場合は、受付期間内に電話にて受信の確認を行うこと。また、電子メール以外の方法及び質問受付期間終了後に提出された質問書は受け付けない。

（1）受付期間

令和7年2月28日（金）から令和7年3月4日（火）午後5時まで

（2）回答方法

競争上の地位その他正当な権利を害するおそれのあるものを除き、令和7年3月7日（金）午後5時までに本市ホームページで公表する。回答の公表をもって、本要領の修正又は追加として、本要領と同様に扱うものとする。受付期間中であっても、整理できたものから随時公表する。

なお、質問は原文のまま公表するため、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容については注意すること。質問者の所属氏名等は公表しない。また、単なる意見の表明と解されるものについては回答しないことがある。

9 企画提案依頼事業者の決定及び通知

応募者が多数の場合には、書類審査によりプレゼンテーション審査の参加者を3者程度に選定する場合がある。なお、参加資格要件を満たす応募者が3者未満の場合は、応募者が参加資格要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。選定結果については、令和7年3月13日（木）午後5時までに電子メールにて通知する。なお、選定結果の詳細に関しては非公開とする。

10 企画提案書等の提出

書類での審査を通過したものは、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

（1）提出期限 令和7年3月18日（火）午後5時

（2）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

（3）提出先 山武市総合政策部企画政策課地域構想推進係（千葉県山武市殿台296番地）

（4）提出書類

① 企画提案書（様式7）正本1部、データ版（PDF）

※データ版については、電子媒体又は電子メール（6MB以内、開封確認を付して）により提出すること。

② 見積書正本1部

（5）企画提案書及び見積書の作成について

① A4版縦長（A3版については、編綴の際にA4版となるよう折りたたむこととし、2

ページとして計算する。)とし、表紙・目次を含め20ページ以内とし、ページ数を付すこと。

- ② 使用するフォントサイズは、10.5pt以上とし字体は問わない。ただし、見やすい体裁とすること。
- ③ 印刷形態は、片面、両面、カラーは問わない。ただし、見やすい体裁とすること。
- ④ 企画提案書の作成にかかる経費は各事業者の負担とする。
- ⑤ 企画提案書及び見積書の内容は、受注者が責任を持って必ず履行できる内容及び金額とすること。
- ⑥ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
- ⑦ 見積書は積算の内訳が把握できるように作成すること。
- ⑧ 見積金額には税込み価格を記載すること。

(6) 企画提案書に記載を要する内容

- ① 本業務の実施方針
- ② 業務体制と実施スケジュール
- ③ 仕様書に基づいた企画提案内容とその実施方法

11 プレゼンテーション審査の実施

企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーション審査を行う。

- (1) 実施日 令和7年3月25日(火) 予定※詳細は別途通知
- (2) 出席者 管理技術者を含む3名以内とする。
- (3) 提案説明 60分以内(提案説明30分以内、質疑応答30分以内)
なお、説明は提案書の記載内容に沿って説明し、新たな資料の持ち込みは認めない。
- (4) 使用機器 パソコン等は応募者で用意すること。
なお、プロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブル(タイプA)は本市で用意する。

12 審査に関する事項

(1) プロポーザル審査会の設置

本プロポーザルの審査は、産業用地検討調査(事前調査)委託企画提案審査委員会が行う。

(2) 審査の方法

審査は企画提案審査委員会において、次のとおり実施する。

- ① 書類審査の通過者は、企画提案書に関するプレゼンテーションを行い、最も評価点の高い提案事業者を本業務の受注候補者とし、二番目に評価点の高い提案事業者を準受注候補者として選定する。また、それ以降の提案事業者を不採用とする。
- ② 総合得点が同点の企画提案者が2者以上ある場合は、審査委員会において審査し、順位を決定する。
- ③ 提案者が1者の場合も審査を実施し、各審査委員の得点を合計した平均点が60点以上の場合は選定する。

(3) 審査の項目

企画提案書の評価項目及び配点は、別紙「企画提案書等評価基準」のとおりとする。

(4) 失格要件

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ① 本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的又は間接的に求めたとき。
- ② 提案事業者が複数の提案をしたとき。
- ③ 他の提案事業者の協力があつたとき。
- ④ プレゼンテーション時に提案チームの担当者以外の者が出席したとき。
- ⑤ 企画提案書等について、別に定める方法を遵守せずに提出したとき。
- ⑥ その他別に定める手法、方法を遵守しないとき。

13 審査結果

審査結果については、提案事業者に対し、書面により通知する。また、その内容は後日、本市のホームページにて公開する。なお当該審査についての異議申し立てには、一切応じない。

14 参加表明又は企画提案の無効

参加表明書又は企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。

15 受注候補者選定後の契約等の手続き

- (1) 市は、山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号）に定める随意契約の手続きにより受注候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内であることを確認して契約等を締結し、契約書等を取り交わすものとする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、山武市と受注候補者が協議して決定する。これにより受注候補者との協議が整わなかった場合は、準受注候補者と協議を行うものとする。

16 その他

- (1) 参加表明書、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (2) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

- (6) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び見積書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 企画提案書を提出期限までに提出しない場合又は、企画提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は企画提案参加意思が無いものとして取り扱う。
- (8) 本業務の処理に伴い生じた著作権その他の権利は山武市に帰属するものとする。
- (9) 本業務処理のため、山武市から受領した資料は、本業務の目的以外に使用してはならない。なお、資料については、本業務完了後速やかに返却すること。
- (10) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (11) 本プロポーザルにより、知り得た事項は他に漏らしてはならない。
- (12) 提案者から提供された従業員等の個人情報は、本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には使用しないこととする。
- (13) 提出書類は、受託候補者を選定する以外の目的で使用しない。

※ 山武市情報公開条例（平成18年山武市条例第5号）第5条に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。

ただし、個人情報のほか応募者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウなど、公開することにより応募者に不利益を与える情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。特に公開することにより応募者に不利益を与えるおそれがある情報については、応募者の意見を聴いて公開の可否を判断する。

17 本プロポーザルの事務局（問合せ先及び書類等の提出先）

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

山武市 総合政策部 企画政策課 地域構想推進係

電 話 0475（80）1130

F A X 0475（82）2107

電子メール kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp